

## 「鳥取市自治基本条例見直し（案）」に対する市民政策コメントの結果について

- 1 募集期間 令和7年4月1日から令和7年4月25日まで  
 2 募集結果 7名(18項目)

貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

No.	関係条文	ご意見の要旨	市の考え方
1	第2条	「事業者」を明記したことは特に良いと思います。 マンション入居者に対し、事業者の理解と協力が一層もとめられます。	社会情勢が大きく変化し、市民の生活様式や地域が抱える課題が多様化している中、様々な市民ニーズに対応するには、多様な自治の主体による協働のまちづくりが重要と考えています。本市では様々な分野で、民間企業等の事業者との協働による取組が行われており、事業者がまちづくりに与える影響は大きく、その存在は欠かせないものであるため、本条例に事業者を明記することとしました。これにより、事業者としても地域活動団体等を守り育てる役割を明確にしています。
2		「事業者」を明記する見直し部分ですが、「事業者」は個人・法人・団体を指すものだと思うので、「個人若しくは団体」という文言に「法人」は必要ないでしょうか。	法人格を有する団体及びその他団体は、いずれも共通して事業または活動を行う集団であることから、本条文においては、法人やその他団体をまとめて「団体」と表記しています。このことについては、逐条解説において詳しく解説することとしています。
3		第6号 この条例における「共通の目的」とは何であるか、漠然としている。地域の発展など具体的に示した方がよいのではないか？もしくはかみ砕いてイメージしやすいものに。	協働するためには、各主体による「共通の目的」が不可欠であるため、現行条文にこのことを加え、定義を補強しています。また、協働する目的は様々であり、定義の中で具体的に例示しますと協働の範囲を狭めてしまうため、見直し(案)のとおりとしたいと思います。
4		今回の資料によれば、「協働」について、意味を想起しやすくするために、より具体的な表現にするとのことであるが、変更内容は「共通の目的のために、」が加わっただけである。しかし、共通の目的とは何か定義されておらず、分かりやすくなったとは感じられない。共通の目的はそれぞれの取り組み内容によって変わるためあえて定義していないのかもしれないが、共通の目的が明確でない場合は協働にならないとも感じられ、幅が狭まって印象を受ける。変更案に2 自治を加えてあるので、これを引用する形で、「自治の推進のために」とでもしたほうが、具体性はなくとも、現在の案よりは条例になじむのではないかと また、変更前も変更後も「対等の立場で」とあるが、市と市民が対等の立場といっても、何の具体性もなく、見た目の印象だけの表現だと感じ違和感がある。例えば、議会において、各議員は採決において、皆1票の権利を持っているから対等ではあるが、議会と執行部は対等という言葉で説明される部分はなく、市民と市も対等ではない。何か特別な機構を持つものでもないで「対等」という言葉は不要と感じる。	協働するためには、各主体による「共通の目的」が不可欠であるため、現行条文にこのことを加え、定義を補強しています。また、本条例は市民及び市が自治の主体として自治を維持することを基本理念としており、このことは各条文の解釈の前提となっていますので、見直し(案)のとおりとしたいと思います。 「対等の立場で」の表現については、市と市民はそれぞれの役割や立場は異なりますが、双方とも自治の主体として優劣がなく対等であると考えます。また、自治の維持において、対等な姿勢で協力し合うことは、互いの主体性を尊重することにもなるため、必要な表現であると考えます。

No.	関係条文	ご意見の要旨	市の考え方
5	第2条	<p>説明によれば、「コミュニティ」を「地域活動団体」と「非営利活動団体」に置き換えるものとのことだが、「コミュニティ」の意味の解釈が少々ずれているのではないかと思われる。コミュニティは、自治体を構成する小さなレベルの住民のかたまりを示すものであると思うが、組織のみを指すものではなく、まずは住民がその中心主体であり、「住民と、その関わり合いにより生じている近所付き合いなどのグループ、そして町内会などの組織が重なった地域社会」と解釈すべきであり、あくまで住民が中心と捉えている。よって、上記置き換えは適切とは思えない。その証拠に、条例冒頭の前文の中の「自らも自治の中心であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら」という部分を「自覚し、地域活動団体と非営利活動団体を守り育てながら」とするならば、おかしい文面になってしまう。住民自らが、地域活動団体や非営利活動団体を守り育てるなどという意識は持たないのではないか。つまり、コミュニティという言葉はまず人が中心であることを無意識であっても認識しているからこの「守り育てる」という表現が成り立つと感じる。</p> <p>変更前の13条4項、あるいは5項での「コミュニティの活動拠点」というような表現も、公民館が地域組織だけでなく、様々な形で住民や小さなグループでの利用に供されるものであることを意識していると思われ、現状で全くおかしい内容ではない。</p> <p>単に、第5条を地域活動団体と非営利活動団体についての記述に置き換えるということであればそれは否定しないが、あえて言えば、この2種類の団体は、「コミュニティ」ではなく「地域コミュニティ団体」だと思う。</p>	<p>「コミュニティ」は、多義的な言葉であり、「地域社会」という意味で用いられることもあります。本条例では「コミュニティ」を、地域を基盤とした組織(町内会等)の「地域コミュニティ」及び特定のテーマで活動する市民組織(NPO等)の「テーマコミュニティ」の総称として用いています。見直し(案)の地域活動団体は、地域コミュニティ、非営利活動団体はテーマコミュニティと対応しており、表現の違いはありますが、現行条文の解釈と変わらないと考えます。また、地域活動団体及び非営利活動団体は市民によって構成されており、その根幹は人であることは変わらないため、「守り育てる」という表現についても適当と考えます。</p>
6		<p>第5条に追加した原則に賛成します。</p> <p>ただし、関係条文中の(第8条)「分任」という造語はわかりやすい表現にする必要があります。(定義にはおおよぼ)</p>	<p>第8条第2号の「分任」は、「分かち合う」という意味で用いています。「分任」は、地方自治法でも用いられており、法令に合わせた表現を使用しています。</p>
7	第5条	<p>第2項「まちづくりに参画及び協働する」とあるが、「まちづくりに協働する」という文では誰が誰との協働になるのかわかりにくい。主語が市民なので「市が行うまちづくりと協働する」が適当ではないか。</p>	<p>協働のまちづくりは、市民と市民、市民と市、市民と事業者、市と事業者など様々な主体の組み合わせによって行われており、ご意見のように市が行うまちづくりとすると限定的になってしまうため、見直し(案)のとおりにしたいと考えます。</p>
8		<p>第4項「市民が参画及び協働しないことによって」とあるが、第8条(市民の責務)との関係から「市民が」の後ろに「やむを得ない事情により」を加え、あくまでも参画を促進するスタンスを示すべきではないか。</p>	<p>参画及び協働は市民の自発的な意思に基づいて行われるものであり、本条例第7条では、「まちづくりに参画し、協働すること」を本市の自治において市民に保障されるべき権利として規定しているため、事情によらず、市民が参画及び協働しないことによって不利益を受けることがないように配慮する必要があります。このため、見直し(案)のとおりにしたいと考えますが、本条例に基づき、市民の自主的な参画及び協働を促進する取組が必要であると考えています。</p>

No.	関係条文	ご意見の要旨	市の考え方
9	第24条	<p>災害等に対する視点の追加について賛成します。  「関係の構築」は、鉄筋ビル所有者やマンション等をイメージします。  協働推進課の職員には、各項目について具体的な「チャート」を所持すべきと思われる。</p>	<p>災害等は発生の予測が困難なため、平時から災害等の発生に備える視点が大切であることから、このたび見直しを行うものです。  「関係の構築」は、避難行動に不安を感じたり、誰かの支援が必要な方を、住居の形態を問わず地域で相互に助け合える協力体制や日頃から顔が見える関係づくりを示しています。  市としても、事業者との協定や関係機関との連携によって災害等の発生に備える取組を実施しています。併せて、地域において自助・共助が円滑に行われるように地域における活動を支援する取組を引き続き実施していきます。</p>
10		<p>第3項日頃の備えに力点を置いた方が良い。  「災害等の発生に備え、日頃から、安全対策など自らの備えとともに、近隣とのつながりづくりに努め」、「災害等の発生時には、自らの安全を確保し、地域において相互に助け合うよう努めます。」</p>	<p>災害等の発生に備えて、避難経路の確認や防災用品の準備などの日頃からの備えが大切であり、条文の前段において新たに明記しました。また、後段では、災害等の発生時に、まず市民が自らの安全を確保した上で、地域において助け合える顔の見える関係づくりや体制づくりが必要であることを明らかにしており、災害等の発生に備えた取組を示した条文としていますので、見直し(案)のとおりしたいと思います。</p>
11	その他	<p>市政に興味と関心をもつ意味で、今のような事に意見を求められているのか知りたいし、参加していきたい</p>	<p>本市では、鳥取市自治基本条例に基づき、重要な施策や計画などの形成過程において、市民の皆様のご意見を反映するため、市民政策コメントを実施しています。また、各種施策について意見を述べる審議会等の委員に公募枠を設け、市民の皆様の声幅広く取り入れるよう努めているところです。  今後も、これらの意見募集や実施状況等の情報は、市報や本市公式ウェブサイト等で広くお知らせしていきます。</p>

No.	関係条文	ご意見の要旨	市の考え方
12	その他	<p>(意見の趣旨)</p> <p>基本条例中に行政自治サービスの末端に於て協働する町内会または自治会もしくは地区会(以下「町内会」という)を構成するすべての会員に対してインセンティブ(頑張ったことへのメリット「やりがい」感)を導入すべき</p> <p><b>【意見の要旨】</b></p> <p>鳥取市のホームページのサイトに令和3年度の第1回地域福祉推進委員会・地域福祉活動計画作成委員会資料(R03.07.28)「数字で見る鳥取市の状況」がある。その11pの5(2)に「加入世帯数の推移」が記されている。10年間の加入率の推移を見ると、散散たる内容で63%代に迫ろうとしている。先人が見たら、腰が抜けて驚愕するであろう。</p> <p>さらに地元紙の日本海新聞(R06.06.17)には「町内会加入率が過去最低」「関係者ら危機感」との衝撃的なタイトルが掲げられ、加入率が42%代の地区が掲載され、実名で町内会長が、悲痛な実情を述べている。もうのっぴきならない時代に入っているのだ。</p> <p>しかし、この記事で驚いたのは、鳥取大学の有識者であろう専門家が、この町内会加入率の低迷化問題の解決策について、「共通ルールの作成」「活動の透明化」「業務負担の軽減」のまったりとして三点を挙げている点だ。この三策は、昭和の60年代乃至平成の初期ではなかろうか。もう古い策だと思う。</p> <p>10人の鳥取市市民自治推進委員会の審議委員だってそうだ。半年もかけたようだが文章の上でか、又は紙面の上をあれやこれやと走り回っているようだ。危機感に欠ける。もう時代は令和なのである。人口減少は進み、結果、高齢化社会が深く進行しているのだ。もう住民一人ひとりはお年寄りばかりで、体力も精神もふらふらの状態なのである。</p> <p>このたび、ネットニュース見て驚いた。福井県地方紙の福井新聞(R07.04.17、8:01配信)の「ごみステーション、町内会退会後の使用認める、福井地裁判決、福井の男性に年1万5000円で」の記事だ。その内容は、町内会の加入・脱会は自由ではあるが、町内会全体の活動経費から会員の数で割りだした金額を、「非会員」の住民は負担すべきとしたのだ。1万5000円とはつまり、町内会活動による住民一世帯あたりの年間共益費というものであろう。これは、ごみステーション管理費用だけを意味しない。公園の掃除活動、除雪活動、街灯経費、防災活動、防火活動、お年寄り見守り経費、お祭り費用、子どもお楽しみ親睦会費、敬老会経費等々たくさん活動の諸経費はあげられる。</p> <p>これらの諸活動費用は、非会員からすれば、町内会が勝手、独自にしたものと言うであろう。確かに、一部はあったっているものの、ほとんど非会員は会員と同等に受益している。</p>	<p>人口減少や少子高齢化の進行、市民の生活様式や価値観の多様化などの社会変化を背景に、町内会の加入世帯数は年々減少傾向にあり、令和6年の町内会加入率は60.2%となっています。</p> <p>本条例は、本市のまちづくりの基本ルールを定めたものであるため、町内会の構成員に限定した規定を設けることは困難ですが、見直し(案)において地域活動団体の一つとして「自治会」を明記し、その重要性も位置付けたところであり、今後、より多くの方に自治会活動に対する関心を高め、関わりを持っていただけるよう関係団体等と連携して取り組むとともに、自治会活動の持続性を高める支援のあり方について検討していきます。</p>

No.	関係条文	ご意見の要旨	市の考え方
13	その他	<p>説明資料の最初の部分で、「自治」に関心を持つ市民が減っているとあるが、地域組織の担い手が減っており、危機的な状況に近づいていると感じる。このような中、見直しに際して必要なのは、条例の根幹部分であり、協働や参画によって何を指すのかだと考える。</p> <p>しかし、条例が指すものについての記載が乏しく、役割などを規定したところで、まちづくりの方向や将来への改善のイメージが湧かない。現条例で目標などが読み取れるのは下記のわずかな部分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前文中「…協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。」</li> <li>・第1条中「もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。」</li> <li>・第4条2項「たゆみない努力により、自治を維持します」</li> <li>・第5条「市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。」</li> </ul> <p>現状への危機感を持つのであれば、危機をふまえ、どこを目指すのかを踏み込んで明示すべきと考える。また、第2章では努力により自治を維持することが「基本理念」、第3章では参画と協働のまちづくり推進することが「基本原則」と読み取れるが、目的→理念→原則という流れだとすれば、整理や見直しの余地はないか？特に、自治を維持することは理念なのかと考えてしまう。せめて「たゆみない努力により、自治を推進します」というほうが違和感はないが、今回第2条に自治の定義を加えるのなら、第2章の「自治の基本理念」については、別の内容に変えたほうがよい気がする。</p>	<p>本条例は、市民や市の役割や責務、政策の決定方法などのまちづくりを行っていく上での基本ルールを定めたものです。</p> <p>この基本ルールに基づき、市の総合計画や各分野の基本計画等で示されている本市が目指す姿や、各まちづくり協議会が策定したコミュニティ計画で明らかにしている地域課題の解決や将来像の実現に向けて、市民と市が協働して取り組むことで豊かな地域社会を創造していくこととしています。</p> <p>本条例の内容は市民が主体的に検討されたものであり、参画と協働のまちづくりに対する強い思いが込められた前文や目的、基本理念を大切にしながら、今後も社会情勢に適合した内容の見直しを検討していきます。</p>
14		煙草吸殻灰及びフィルターの投棄禁止。(投棄→河川流出→海岸漂着、水質汚染は基より、海岸清掃の悪循環)	ご意見の内容は、いずれも具体的な施策に関するものですので、担当部局での検討の参考とさせていただきます。
15	公共施設内(建築物内及びその敷地内)での喫煙禁止		
16	市街地走行車両の廃棄ガス規制。(ヒトの廃棄吸気→癌)吸気者は、歩行者や自転車走行者であり、つまり主に未成年者である。高速バス以外のバスや建設関連車両のマフラーフィルター装着義務化		
17	高齢者向け学校の創生 廃校施設は現在民家利用化されているが、高齢者を学校へ通学させては。子どもは学校へ行く反対的発想。		
18	今回の意見募集は、変更部分のみをピックアップして変更前後で資料が示されているが、変更によって全体がどうなるかを読まないと全体構成のバランスなどが分からない。変更後の前文を提示すべきであったと思う。		
			ご意見は、今後の見直し時の参考とさせていただきます。